

11	都市整備局	都市計画区域マスタープランの策定
事業概要	<p>都市計画法の改正（平成12年5月公布、平成13年5月施行）により、法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」については、「東京の新しい都市づくりビジョン（平成13年10月）」を踏まえ、都内の全都市計画区域において策定している。</p> <p>都市計画区域マスタープランにおいては、当該都市計画における都市計画の基本的な方向性を示すため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市計画の目標</li> <li>● 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針</li> <li>● 主要な都市計画（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）の決定の方針を定めている。</li> </ul>	
これまでの経過	<p>平成13年6月 都市計画局内にマスタープラン策定本部を設置  平成15年3月 インターネットにより都民意見を募集  平成15年7月 東京都素案作成  同案を東京都都市計画審議会へ中間報告し、公表  平成15年9月 公聴会開催  平成15年10月 都市計画案作成  平成16年1月 同案を縦覧  平成16年3月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。  平成16年4月 都市計画決定告示  平成19年6月 三宅都市計画区域マスタープラン素案公告・縦覧（法16条）  平成19年9月 同上都市計画案作成  平成19年11月 同案を縦覧（法17条）  平成20年2月 東京都都市計画審議会へ付議し、答申を得る。  平成20年3月 都市計画決定告示  平成26年5月 東京都改定素案作成  同案を東京都都市計画審議会へ中間報告し、公表  インターネットにより都民意見を募集  平成26年6～7月 公聴会開催  平成26年8月 都市計画案作成  平成26年9月 同案を縦覧（法17条）</p>	
現在の進行状況	<p>平成16年4月に、噴火災害下の三宅都市計画区域を除く都内25の都市計画区域で都市計画区域マスタープランを策定し、三宅都市計画区域についても、平成20年3月に策定した。</p> <p>また、都市計画区域マスタープランについて、広く都民に周知するため、局のホームページに掲載している。</p> <p>都市計画区域マスタープラン改定に向け、都市計画案を作成し、都市計画法17条に基づく縦覧を実施。</p>	
今後の見通し	<p>「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」と連携しながら、施策の実施を図る。</p> <p>また、平成21年7月に改定した都市づくりビジョン等を踏まえ、改定に向け都市計画手続きを進めている。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課	電話 03-5388-3227